

はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務の委託先を適正かつ公正に選定するために、プロポーザル方式により企画提案を選定する手続きに関して、必要な事項を定めるものです。

2 事業の概要

(1) 事業名

はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務

(2) 事業の目的

幡多地域に来訪する観光客に対し、「はた旅体験商品」による観光を促すガイドブックを制作・配布することで、滞在時間の延長、地域内の周遊、リピーター増につなげ地域消費の拡大による地域振興を目的とします。

(3) 事業の内容

具体的な事業内容は、別添「はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務仕様書」のとおりです。

(4) 事業の展開

制作するはた旅体験商品ガイドブックは、一般社団法人幡多広域観光協議会が幡多郡内の宿泊施設、観光協会、道の駅等を中心に配付し、域外の観光情報拠点等への展開も視野に入れていきます。

(5) 委託期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 24 日（金）まで

3 見積限度額

2,500 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 審査委員会の設置

別途定める「はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

5 企画提案者の募集

上記 2 の委託業務の委託先を決定するため、企画提案者の募集を行うこととしますが、その方法はこの実施要領に基づいて行います。

具体的には、以下に記載する日程及び申込方法を参照してください。

6 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル

7 資格要件

参加者の資格要件は、観光に関するガイドブック制作に専門的なノウハウを持つ事業者で、次の条件をすべて満たすものとする。

- ア 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- イ 過去3年間に一般社団法人幡多広域観光協議会又は幡多地域の6市町村から本委託業務に類似する業務の委託を受け実施したことがある事業者であって、高知県内に本店が所在する者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- エ 参加申し込み時点で幡多地域内6市町村いずれかの「指名競争入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること
- オ 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止処分を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと
- カ 国税、都道府県税、市町村民税を滞納していないこと

8 説明会

- ・開催日時 平成28年10月20日(木)13時30分
- ・開催場所 一般社団法人幡多広域観光協議会(四万十市右山383-15)
※参加申込み者は別紙様式-①に必要事項を記入の上、当日の9時までに送信して下さい。
※1事業者1名まで参加可能
※説明会に参加しなくても、本プロポーザルへの参加は可能

9 質疑と回答

質疑は、別紙様式-②により受け付けることとし、電話又は口頭による質問は受け付けません。質疑と回答の内容は、平成28年10月27日(木)までに一般社団法人幡多広域観光協議会ホームページに掲載します。

- ・受付期限 平成28年10月25日(火)17時30分必着
- ・提出方法 FAX(電話で着信を確認してください)

10 参加申込及び資格要件の審査

本企画提案への参加申込は、別紙様式-③により、以下の提出期限、提出方法により行うこと。なお、資格要件の審査は、企画提案書の書類と一緒に提出することとし、その際に合わせて審査をします。

- ・提出期限 平成28年10月28日(金)17時30分必着
- ・提出方法 FAX(電話で着信を確認してください)

11 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と当協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなります。

12 企画提案書等の作成

別添「はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり作成するものとします。

13 審査

別途定める「はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務プロポーザル審査要領」のとおりです。

14 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。

15 日程（予定）

平成 28 年 10 月 20 日（木）	説明会
10 月 25 日（火）	質疑受付の締切
10 月 28 日（金）	企画提案参加申込の提出期限
11 月 4 日（金）	企画提案書の提出期限
11 月 8 日（火） 予定	プレゼンテーション ※後日連絡します
11 月中	審査結果の通知、委託内容の協議等
11 月中旬	委託契約の締結

16 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写（審査委員会での使用に限る。）します。
- ・契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しません。

17 問い合わせ先

〒787-0015 高知県四万十市右山 383-15

一般社団法人幡多広域観光協議会 担当者：江口、岩上

T E L : 0880-31-0233

F A X : 0880-31-0660

E-mail : syuryo@hata-koiki.com

18 留意事項

- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- ・次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ①提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員又は一般社団法人幡多広域観光協議会関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

F A X 送 信 票 (0 8 8 0 - 3 1 - 0 6 6 0)

はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務 説明会参加申込書

平成 年 月 日

一般社団法人幡多広域観光協議会
代表理事 小松昭二 様

所在地

事業者名

代表者名

連絡先

(担当者 電話番号)

平成 28 年 10 月 20 日 (木) に開催する、はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務にかかる説明会に参加します。

(注意)

※説明会に参加を希望する事業者は、平成 28 年 10 月 20 日 (木) 9 時まで
に送信すること

※1 事業者 1 名まで参加可能

※説明会に参加しなくても、本プロポーザルへの参加は可能

F A X 送 信 票 (0 8 8 0 - 3 1 - 0 6 6 0)

はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務にかかる質疑書

平成 年 月 日

事業者名

担当者名

電話番号

質疑事項

(注意)

※質問1問につき1枚を使用し、できるだけ簡潔に記載すること。

※受付期限：平成28年10月25日(火)17時30分まで

F A X 送信票 (0 8 8 0 - 3 1 - 0 6 6 0)

はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務 企画提案参加申込書

平成 年 月 日

一般社団法人幡多広域観光協議会
代表理事 小松昭二 様

所在地

事業者名

代表者名

連絡先

(担当者 電話番号)

はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務にかかるプロポーザル方式による
企画提案に参加します。